

岩手県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行う。

令和7年6月3日

岩手県公安委員会  
委員長 村 井 三 郎

1 検定に係る警備業務の種別及び級、日時並びに場所

(1) 学科試験

| 種別及び級      | 日 時                          | 場 所                      |
|------------|------------------------------|--------------------------|
| 交通誘導警備業務2級 | 令和7年9月3日(水)午前10時から午前11時30分まで | 盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部7階大会議室 |

(2) 実技試験

| 種別及び級      | 日 時                         | 場 所                                  |
|------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 交通誘導警備業務2級 | 令和7年10月8日(水)午前9時30分から午後5時まで | 紫波郡矢巾町流通センター南一丁目2番7号 盛岡地区勤労者共同福祉センター |

2 検定定員 30人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）

3 受検対象者 岩手県内に住所を有する者又は岩手県内の営業所に属する警備員

4 受検手続

(1) 受付期間 令和7年8月4日(月)から同月8日(金)までの午前9時30分から午後4時までの間

(2) 受付場所 次に掲げる場所とする。

- ア 岩手県内に住所を有する者にあつては、その住所地を管轄する警察署
- イ 岩手県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類 検定を受けようとする者は、検定申請書1通に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 2枚
- イ 岩手県内に住所を有することを疎明する書面又は岩手県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 受検手数料 検定申請書提出時に、14,000円を岩手県収入証紙により納付すること。

5 検定事項等

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の順序等 検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 その他

(1) 受検票の交付 受検票は、検定申請書を提出した警察署で交付する。

(2) 検定受検時の携行品

ア 学科試験 受検票及び筆記用具

イ 実技試験 受検票、筆記用具、警笛及び雨具

(3) 検定の詳細については、岩手県警察本部生活安全部生活安全企画課又は最寄りの警察署に問い合わせること。